(注)

1～12　(略)

13　「22　上記以外」の「(うち右記以外のエクスポージャー)」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号) 第48条において「右記以外のエクスポージャー」としてリスク・ウェイトを100％と定めているエクスポージャーを記載する。

14～18　(略)

(付表２) オフ・バランス取引等項目の信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項目	掛目(％)	当期末			前期末		
		信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
		簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額	簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額
(略)							
13　証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	0						
14　上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100						
合計	―						

(注)

1～12　(略)

13　「(うち右記以外のエクスポージャー)」には、「1　現金」から「21　出資等」までの項目並びに「22　上記以外」の項目のうち「(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)」、「(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)」、「(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)」、「(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー)」及び「(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段のうち、その他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)」の項目に該当しないエクスポージャーの額を記載する。

14～18　(略)

(付表２) オフ・バランス取引等項目の信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項目	掛目(％)	当期末			前期末		
		信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
		簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額	簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額
(略)							
13　証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	0～100						
14　上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	―						
合計	―						